

## 埼玉県教育委員会行政監察要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、教育行政の効率的運営を図るとともに職員の服務規律の確保を図り、県民の期待に応えるため実施する行政監察（以下「監察」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (監察事務の総合調整)

第2条 教育局教育総務部長（以下「教育総務部長」という。）は、教育委員会の行政監察事務の総合調整を図るものとする。

### (監察の実施担当者)

第3条 監察は、教育総務部長の命により、行政監察担当職員（以下「担当職員」という。）が行う。

### (監察の実施計画の策定)

第4条 監察の実施計画は、毎年度策定するものとする。

2 監察の実施計画には、実施方針、監察実施機関（以下「実施機関」という。）及び監察事項等を定めるものとする。

### (監察の対象機関)

第5条 監察は、教育局の各課所室及び県教育委員会に属する県立教育機関（県立学校を除く。）を対象とする。

### (監察の対象職員)

第6条 監察は、対象機関のすべての職員を対象とする。

### (監察の内容)

第7条 監察の内容は、次のとおりとする。

- (1) 事務効率化への取組
- (2) 業務の運営管理・執行体制
- (3) 県民サービス向上への取組
- (4) 職場管理の状況
- (5) 服務規律確保の状況
- (6) 県民本位の教育行政の推進状況
- (7) 分権型社会への対応状況
- (8) その他行財政改革の推進及び監察の目的を達成するために必要な事項

### (監察の方法)

第8条 監察は、対象職員との面談及び関係書類の審査等により、実施するものとする。

### (監察への協力)

第9条 監察を受ける機関は、監察に協力しなければならない。

(監察結果の報告)

第10条 各機関の監察結果は、担当職員が教育総務部長に報告するものとする。

2 教育総務部長は監察結果について、適宜、教育長に報告するものとする。また、当該年度の監察終了後に監察結果全体をとりまとめて、教育長に報告するものとする。

(監察結果に基づく改善依頼等)

第11条 監察の実施により、是正又は改善を必要とする事項があると認めるときは、教育総務部長から関係する課所室及び教育機関の長に対して通知し、是正又は改善を求めるものとする。

(監察実施の通知)

第12条 監察の実施に当たっては、事前に実施機関に通知するものとする。ただし、緊急その他の理由のある場合は、この限りでない。

(監察資料の提出要求)

第13条 監察の実施に当たっては、事前に実施機関から所定の書類等の提出を求めることができる。

(監察の講評)

第14条 監察を実施したときは、その結果について実施機関に対して口頭で講評を行う。

(その他の監察の実施)

第15条 特に必要な場合には、実施計画に基づく監察とは別に特定な事案についても監察を実施することができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、監察に関し必要な事項は教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月11日から施行する。